

国土地理院の研究活動における不正行為への対応に関する規程

制定 平成28年3月17日 国地企調第302号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、「研究活動における不正行為への対応指針（平成19年8月30日制定、平成27年6月2日改正：国土交通省決定）」に基づき、国土地理院（以下「当院」という。）の研究活動における行動規範を確立し、捏造（ねつぞう）、改ざん及び盗用の不正行為の防止を図るとともに、不正行為が発生した場合の迅速かつ適正な対応について必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 研究活動 地理地殻活動研究センター（以下「研究センター」という。）で実施される研究であって、内閣府に「競争的資金」として登録されているもの並びに国土交通省及び当院の予算に基づくものを実施するための全ての活動をいう。
- 二 研究者 研究センターに所属する研究に携わる職員（第3章にあっては、過去に研究センターに所属し研究に携わっていた職員を含む。）をいう。
- 三 研究資料 研究のデータや経過等、研究に関わる事柄を記した、研究活動を行うために利用及び作成された資料をいう。
- 四 資金配分機関 内閣府に登録されている「競争的資金」を所管している機関、国土交通省及び当院をいう。
- 五 不正行為 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用をいう。
 - イ 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。
 - ロ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。
 - ハ 盗用 研究者本人以外の者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該者の了解又は適切な表示なく流用することをいう。
- 六 告発者 第9条で規定する告発書により、告発を行った者をいう。
- 七 被告発者 第9条で規定する告発書により、告発された者をいう。

(行動規範)

第3条 院長は、当院における研究不正行為を防ぐための適切な仕組みを構築し、維持

し、必要に応じて改善するとともに、所管する研究センターにおける研究不正行為を防ぐための取組を必要に応じて確認し、指導する。

- 2 地理地殻活動研究センター長は、研究センターにおける研究不正行為を防ぐための取組を実施し、必要に応じて改善する。
- 3 研究者は、研究活動において不正行為を行わない、関与しないことはもとより、高い倫理観をもって研究活動の透明性と説明性を自律的に保証するよう努め、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。
 - 一 研究者は自らの研究成果について、その科学的根拠が明確に説明できること。
 - 二 研究者は自らの研究成果の発表にあたっては、その科学的根拠について説明責任があることを自覚し、共著者等関係者による科学的合理性の確認を徹底すること。

第2章 予防的措置

(責任体系の明確化)

第4条 指導的立場にある研究者である地理地殻活動研究センター長、地理地殻活動総括研究官、測量新技術研究官、研究室長及び主任研究官は、健全な研究活動を維持し、不正行為が発生しない研究環境を保持するため、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 若手研究者が自立した研究活動を遂行できるよう適切な助言等の支援を行うこと。
 - 二 研究資料や研究の方法などを適宜確認すること。
 - 三 研究資料は、研究成果の裏付けとなる重要なものであるとの認識を徹底させ、その適正な管理を図ること。
- 2 当院における研究倫理教育を実施するための責任体系は、以下のとおりとする。
- 一 研究倫理教育責任者
研究倫理教育の確実な実施について研究センター内全体を統括する実質的な責任と権限を持つとともに、必要に応じて各研究者に対して改善を指示する者として、地理地殻活動研究センター長がこれに当たるものとする。
 - 二 研究倫理教育副責任者
研究倫理教育責任者を補佐し、各研究者における研究倫理教育の確実な実施について実質的な責任と権限を持つとともに、必要に応じて研究倫理教育責任者に報告する者として、各研究者が所属する研究室長がこれに当たるものとする。

(研究倫理教育の実施)

第5条 研究者は、不正行為の事前防止、公正な研究活動の推進及び研究者等に求められる倫理規範の修得等のため、次の各号に掲げるいずれかの方法により研究倫理教育を履修しなければならない。

- 一 文部科学省が指定する研究倫理教育教材の通読・履修
 - 二 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日：文部科学大臣決定）を踏まえ、研究倫理教育責任者が実施する研究倫理教育を履修
- 2 研究管理課長は、研究者の履修の記録を 5 年間保存するものとする。

（研究資料の保存）

- 第 6 条 研究者は、論文その他の研究成果（以下「論文等」という。）を発表したときは、次の各号に掲げる期間、研究資料を保存しなければならない。
- 一 資料（文書、数値データ、画像など）の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後 10 年間とする。
 - 二 試料（実験試料、標本）や装置などの保存期間は、原則として、当該論文等の発表後 5 年間とする。
- 2 前項で定める研究資料の保存は、研究結果との関係が明確に説明できるよう適切な形態で行われなければならない。

（異動者及び退職者の研究資料の取扱い）

- 第 7 条 研究者の異動・退職時の研究資料の取扱いについては以下のとおりとする。
- 一 研究センターから異動する研究者（以下「異動者」という。）及び定年等により退職する研究者（以下「退職者」という。）が管理する研究資料は、原則当該研究者が所属した研究室（以下「担当研究室」という。）が継続して管理・保存するものとする。
 - 二 異動者及び退職者は、研究センター以外で研究を継続する等の理由で自らの研究資料を研究センター以外に持ち出す場合、地理地殻活動研究センター長に申請し、承認を得て持ち出すことができる。
 - 三 異動者及び退職者は、研究センターに残したもしくは研究センター以外に持ち出した研究資料について、不正が指摘された際並びに第三者から検証の目的で研究成果及びその研究資料に関して問い合わせがあった場合に適切に対応するものとする。
 - 四 異動者及び退職者は、研究資料を研究センター以外へ持ち出す場合、当該研究資料の保存期間については研究センターによる規定に準じ適切に保存するものとする。
 - 五 異動者及び退職者が残し、担当研究室が継続して管理・保存することとした研究資料については、研究センターで規定する保存期間の中で管理し、保存期間経過後は適切に破棄する。

第 3 章 事後的措置

(告発の受付窓口)

第8条 研究活動の不正行為に関する告発の受付窓口は、企画部企画調整課とする。

2 設置する受付窓口について、その名称、場所、連絡先、受付の方法などを定め、機関内外に周知する。

(告発の取扱い)

第9条 告発は、原則として、顕名による告発のみを受け付けるものとする。

2 不正行為を行ったとする研究者・研究グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする合理的理由が示されているもののみを受け付けるものとする。

3 告発の方法は、書面、電話、電子メール、面談などにより行うものとし、告発の内容は、告発書(別紙様式1)の項目について確認するものとする。

4 告発を受け付ける際、面談の場合は個室で行い、電話や電子メール等の場合は窓口の担当職員以外は見聞できないようにしたりするなど、告発内容や告発者の秘密を守るため適切な方法を講ずるものとする。

5 次の各号に掲げる事項に該当することを確認した場合、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをするものとする。

一 報道や学会等により不正行為の疑いが指摘された場合

二 不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている場合(ただし、不正行為を行ったとする研究者・研究グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。)

6 院長は、告発を受け付けた場合、当該事案に係る資金配分機関に当該告発について報告するものとする。

(予備調査)

第10条 院長は、告発の受付後、次の各号に掲げる事項について予備調査を実施するものとする。

一 告発された不正行為が行われた可能性

二 告発の際に示された合理的理由の論理性

三 告発された研究の公表から告発までの期間等の合理性

2 院長は、当院の職員から予備調査の実施を補佐する者を指名するものとする。

3 院長は、告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発に係る予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯・事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否かを調査し、判断するものとする。

4 院長は、告発の受付後30日以内に予備調査を実施するとともに、本調査の要否を決定する。

5 院長は、予備調査に係る資料等を保存し、資金配分機関や告発者等の求めに応じ開示するものとする。

6 予備調査の事務は、適正業務管理官及び企画部企画調整課が行うものとする。

(本調査実施・未実施決定後の措置)

第11条 院長は、本調査実施の決定後、30日以内に本調査を開始するものとする。

2 院長は、本調査を行うことを決定した場合、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。

3 院長は、本調査を行うこと、調査方針、調査対象及び方法等について当該事案に係る資金配分機関に報告、協議するものとする。

4 院長は、本調査の実施を決定したときは、本調査が完了するまでの間、当該告発に係る研究費の支出停止措置を講じることができるものとする。

5 院長は、本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに告発者に通知するものとする。

6 院長は、本調査を行わないことを決定した場合、その旨を当該事案に係る資金配分機関に報告するものとする。

(調査委員会)

第12条 院長は、本調査を行うに当たっては、当院に属さない外部有識者を含む調査委員会を設置するものとする。

2 調査委員会は、委員の半数以上が外部有識者で構成され、全ての委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

3 調査委員会の委員は、院長が指名又は委嘱するものとする。

4 調査委員会に委員長を置き、院長の指名する者をもって充てるものとする。

5 院長は、調査委員会の設置後速やかに、その旨及び委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に通知するものとする。

6 院長は、告発者及び被告発者が、委員の構成等について前項の通知を受けた日から7日以内に異議申立書(別紙様式2)により、異議申立てをすることができることを通知するものとする。

7 院長は、異議申立てがあった場合、内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知するものとする。

8 調査委員会の事務は、適正業務管理官及び企画部企画調整課が行うものとする。

(調査の方法)

第13条 本調査は、不正行為の可能性を指摘された研究に係る論文や原データ、実験・観察ノート等の研究資料の精査や、関係者のヒアリング、現地調査、再実験の要請等により行われるものとし、告発者及び被告発者等の関係者は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き応じるものとする。

2 本調査においては、被告発者に弁明の機会を与えなければならない。なお、被告

発者が告発に係る疑惑を払拭しようとする場合には、自己の責任において、当該研究が科学的に適正な方法と手続に則して行われたこと並びに論文等がそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを合理的な根拠を示して説明しなければならない。

- 3 被告発者が調査委員会から再実験等により再現性を示すことを求められた場合、あるいは自らの意思によりそれを申し出た場合は、その再実験の実施について、原則としてそれに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）が保障されなければならない。その際、調査委員会の指導・監督のもと行うこととする。
- 4 調査委員会は、告発者及び被告発者等の関係者に協力を求めることができる。

（調査の対象となる研究）

第14条 調査の対象には、告発に係る研究のほか、調査委員会の判断により関連する被告発者の他の研究を含めることができるものとする。

（証拠の保全措置）

第15条 院長は、本調査に当たって、告発に係る研究に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとるものとする。

- 一 被告発者の当該調査に係る利害関係者との接触禁止
- 二 被告発者の所属研究室等への立入りの制限
- 三 調査に係る物品の確保
- 四 その他必要な措置

2 院長は、前項第2号の場合において、被告発者以外の研究者等の業務遂行を可能とするよう、可能な限り必要な措置を講じなければならない。

（認定）

第16条 調査委員会は、被告発者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、次の各号に掲げる事項について認定するものとする。

なお、被告発者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定することはできない。

- 一 不正行為が行われたか否か
- 二 不正行為と認定された場合はその内容
- 三 不正行為に関与した者とその関与の内容
- 四 不正行為に関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者
- 五 不正行為に用いた費用の額
- 六 その他必要な事項

2 被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いが覆されないときは、不正行為と認定されるものとする。ただし、次の各号に掲げる事項に該

当するために事実関係が不明であり、かつ不正行為であるとの疑いを抱かせるその他の根拠がない場合には、不正行為と認定しないものとする。

- 一 被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由（例えば災害等）により、原データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合
- 二 上記の基本的な要素の不存在が、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間並びに被告発者が所属する又は告発に係る研究を行っていたときに所属していた研究機関が定める保存期間を超えることによるものである場合
- 3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて告発が悪意（被告発者を陥れるため、あるいは被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。）に基づくものであることが判明したときは、その旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えるものとする。
- 4 調査委員会は、本調査の開始後、150日以内に調査した内容をまとめ、認定し、直ちに院長に報告するものとする。

（調査結果の通知及び報告）

第17条 院長は、調査結果（認定結果を含む。以下同じ。）を速やかに告発者及び被告発者に通知するものとする。被告発者が当院以外の機関に所属している場合は、これらに加え被告発者が所属する機関に当該調査結果を通知するものとする。

2 院長は、当該事案に係る資金配分機関に対し、当該調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を提出するものとする。

なお、資金配分機関が求めるときは、調査の終了前であっても、調査の中間報告を資金配分機関に提出するものとする。

3 院長は、悪意に基づく告発との認定があった場合、告発者の所属機関にも通知するものとする。

（不正行為が行われたと認定された場合の措置等）

第18条 院長は、不正行為が行われたと認定があった場合、不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負うものとして認定された者（以下「被認定者」という。）に対し、直ちに当該研究資金の使用停止を命ずるものとする。

2 院長は、所属する被認定者に対して不正行為と認定された論文等の取下げを命ずるものとする。

(不服申立て)

- 第19条 不正行為と認定された被告発者、または告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、通知を受けた日から7日以内に、不服申立て(別紙様式3)をすることができるものとする。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできないものとする。
- 2 不服申立ての審査は、当該事案に係る調査及び認定を行った調査委員会が行うものとする。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等、その公平性、専門性に関わるものである場合には、院長は、調査委員会委員の交代もしくは追加、又は当該調査委員会に代えて他の者に審査させることができるものとする。
- 3 調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定するものとする。
- 4 不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、院長は、以後の不服申立てを受け付けないものとする。
- 5 院長は、次の各号に掲げる事項に該当する場合には、告発者に通知するとともに、当該事案に係る資金配分機関にその旨通知するものとする。
- 一 被告発者から不正行為の認定に係る不服申立てがあった場合
 - 二 調査委員会が不服申立ての却下をした場合
 - 三 調査委員会が再調査の開始の決定をした場合
- 6 院長は、悪意に基づく告発と認定された告発者から不服申立てがあった場合には、告発者が所属する機関及び被告発者に通知するとともに、当該事案に係る資金配分機関に報告するものとする。

(再調査)

- 第20条 調査委員会は、再調査を行う決定を行った場合には、被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。
- 2 調査委員会は、被告発者の協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができるものとする。その場合には直ちに院長に報告し、院長は被告発者に当該決定を通知するものとする。
- 3 調査委員会は、再調査を開始した場合は、再調査を開始した日から50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに院長に報告し、院長は当該結果を被告発者、被告発者が所属する機関、告発者、当該事案に係る資金配分機関に通知するものとする。
- 4 調査委員会は、悪意に基づく告発と認定された告発者からの不服申立てがあった場合には、申立日から30日以内に再調査を行い、その結果を直ちに院長に報告するものとする。
- 5 院長は、前項の結果を告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知すると

ともに、当該事案に係る資金配分機関に報告するものとする。

(調査結果の公表)

第21条 院長は、調査委員会から不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表するものとする。

2 院長は、当該告発が悪意に基づく告発と認定された場合には、告発者の氏名及び所属を含む調査結果を公表するものとする。

3 院長は、調査委員会から不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、当該事案において不正行為が行われなかった旨を予備調査、本調査及び調査委員会に
関与した者に対して周知するが、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。

第4章 留意事項

(守秘義務)

第22条 告発の受付窓口、予備調査、本調査及び調査委員会に関与した者は、不正行為の疑いの調査等に関して得られた秘密を漏えいしてはならない。

(告発者及び被告発者への配慮)

第23条 院長は、単に告発したことを理由に、告発者に不利益をもたらす行為をしてはならない。

2 院長は、単に告発されたことを理由に、被告発者に不利益をもたらす行為をしてはならない。

3 院長は、調査に協力した者が不利益を受けることがないように、配慮しなければならない。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(別紙様式1)

申立日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

告発書

国土地理院長 殿

所 属
連絡先
氏 名 印

国土地理院の研究活動における不正行為への対応に関する規程（平成〇年〇月〇日
国地企調第〇号）第9条の規定に基づき、下記のとおり不正行為について告発します。

記

1. 被告発者の所属、氏名

所属

氏名

2. 不正行為の具体的な内容とその根拠

(捏造（ねつぞう）・改ざん・盗用の別)

(対象となる研究成果等)

(別紙様式2)

異議申立日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

異議申立書

国土地理院長 殿

所 属
連絡先
氏 名 印

国土地理院の研究活動における不正行為への対応に関する規程（平成〇年〇月〇日国地企調第〇号）第12条の規定に基づき、平成〇年〇月〇日付で通知された調査委員会の委員のうち、下記の者についての指名について異議を申し立てます。

記

1. 委員（長）名

2. 理由

(別紙様式3)

不服申立日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

不服申立書

調査委員会 委員長 殿

所 属
連絡先
氏 名 印

国土地理院の研究活動における不正行為への対応に関する規程（平成〇年〇月〇日
国地企調第〇号）第19条の規定に基づき、平成〇年〇月〇日付で開示された調査結
果について、下記のとおり不服を申し立てます。

記

1. 不服申立に係る箇所

2. 理由